

広報 つきがた

第 6 号

昭和 4 5 年 5 月

発行

月 瀧 村 役 場

人口動態	4月30日現在	4月中の異動		
	世帯数 781 (男 1,930)	人口総数 3,961 (女 2,083)	出生 4	死亡 2
			転入 23	転出 28



5月のこよみ

1日	メーデー	10日	愛鳥週間
3日	憲法発布記念日	10日	母の日
5日	こどもの日	18日	国際親善デー
6日	立夏		

村県民税の改正点

個人村県民税の昭和四十五年度主な改正点は各種控除額の引上げ、給与所得控除額の引上げ、又月満村に於ける村民税の税率の引下げ(課税標準額が四十万円以下の金額〇・二五%に引下げ)により昭和四十五年度村民税は実質的に大巾な減税となります。なお税率の引下げについては標準税率に近くなるように昭和四十七年度まで、各段階区分ごとに〇・二五%づつ引上げを行なう予定です。

一 給与所得控除額
 1. 九十万円までの場合
 収入金額に二〇%を乗じ八万円を加算した金額
 2. 九十万円をこえ百十万円までは、収入金額に十四%を乗じ十三万四千円を加算した金額
 3. 百十万円をこえ二百十万円までは、収入金額に四%を乗じ二十万四千円を加算した金額
 4. 二百十万円をこえ三百十万円までは、収入金額に二%を乗じ二十八万六千円を加算した金額
 5. 三百十万円をこえる場合は限度額三十四万八千円

二 障害者控除額
 一人に付き八万円
 重度の者一人に付き十万円

三 老年者控除額
 納税者が明治三十八年一月一日以前に生まれた者八万円

四 寡婦控除額
 扶養親族があり扶養親族の所得が十六万七千五百円以下八万円

五 勤労学生控除額
 本人が勤労学生の者八万円
 六 配偶者控除額
 十二万円
 七 扶養控除額
 一人に付き八万円
 配偶者がいない場合一人目九万円

八 基礎控除額
 十三万円

九 医療費控除額 合計所得金額の五%をこえる医療負担金額とし限度額三十万円

十 障害者・未成年者・老年者又は寡婦について非課税の範囲を年所得三十万円
 それぞれの各種控除額が改正されましたが、白色専従者控除額等は据置かれた。

一 白色専従者控除額
 専従者一人に付き十五万円

二 雑損控除額
 合計所得金額の十%をこえる金額

三 社会保険控除額
 支払金額の全額

四 生命保険控除額
 1. 支払保険料が一万五千円以下の場合には支払保険料の全額
 2. 支払保険料が一萬五千円をこえ三万五千円の場合は、支払保険料の1/2額に七千五百円を加算した合計金額
 3. 支払保険料が三万五千円をこえる場合は最高限度額二万五千円

身体障害者に対する
 軽自動車税の減免

身体に障害があるため日常生活を営むにあたり歩行することが、困難である身体障害者が自ら使用する軽自動車等、または身体障害者のための通学、通院もしくは生業のため当該身体障害者と生計を一にする者が運転する軽自動車は減免の対象となり、減免措置が拡大されました。